

回 答 書

1. 入札案件名 交野市下水道事業経営戦略改定業務委託

2. 回答内容

	質疑	回答
①	<p>仕様書に打合せ回数や方法について記載がありませんが、例えば月1回など、打合せ回数の目安があればお示しいただけないでしょうか。また、必要に応じてオンラインでの打合せは可能でしょうか。</p> <p>打合せ回数や訪問回数は見積もりに影響する項目のため、可能な範囲でご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>月に1回程度を想定し、訪問・オンラインの別は問いません。</p>
②	<p>本業務では、主に投資・経費・財源の試算及び当該試算に基づく目標設定や投資財政計画の作成等が求められており、経営戦略前段で記載される事業の概要（貴市現行下水道経営戦略でいう「2.下水道事業の概要」）等については、基本的に貴市から提供いただいた資料を基に受託者が作成するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
③	<p>仕様書第27条(4)投資試算の取りまとめにおいて、「受託者のストックマネジメント計画、実施計画及び耐震化計画に基づき、財源や地域の現状・将来像等を踏まえた投資の優先順位付けや平準化による合理的な投資の内容及び費用等の見直しを取りまとめる。将来推移については発注者より計画の提供を受ける。」とありますが、ここで</p>	<p>ご理解のとおりです。第27条第1項第4号のご指摘の箇所についての記述を、「受託者」から「発注者」に改めます。</p>

	<p>の「受託者」は「発注者」の間違いでしょうか。</p> <p>受託者は、発注者（貴市）よりストックマネジメント計画等や将来推移を入手し、投資財政計画へ反映するという理解でよろしいでしょうか。</p>	
④	<p>仕様書第4条（業務の執行体制）について、以下の条件にて本入札に参加することは可能でしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社内に公認会計士が在籍していないため、再委託で公認会計士を担当技術者として配置する。 ・当該公認会計士は担当技術者のため、すべての打合せに参加することができない。 ・当該公認会計士の実績として、第4条（1）記載の実績全てを有していないが、当社の配置予定技術者の実績も含めると実績要件は満たすことができる。 	<p>本業務において、再委託で公認会計士を担当技術者として配置することは可能です。管理技術者が全ての打ち合わせに参加し、担当技術者との情報共有を密にすることで本業務の遂行に支障をきたさない場合は、担当技術者の打ち合わせ全参加は求めません。実績の要件を、管理技術者と担当技術者と併せて満たす場合は、入札は可能であると考えます。</p>
⑤		